資料２－２

大阪府シカ第二種鳥獣管理計画（第６期）（案）【概要版】

１．計画策定の目的及び背景

農林業被害の健全な発展及び人とシカの永続的な共存を図るため、平成 14 年度からシカ保護管理計画（第１期、第２期、第３期）、平成 27 年５月 29 日からはシカ第二種鳥獣管理計画（第３期、第４期、第５期）として計画を策定し、有害鳥獣捕獲の実施や防護柵の設置、生息環境の整備等の被害対策に努めてきた結果、平成 14 年度と比べて農林業被害は減少したが、依然として農業被害が深刻であると感じている農家がある。また、近年では、淀川以南地域において隣接府県から進入してきたと思われる個体の目撃や捕獲の報告が相次いでいる。このため、引き続き第６期計画を策定し、総合的なシカ対策を講じる。

２．管理すべき鳥獣の種類

ニホンジカ

３．計画の期間

令和９年４月１日から
令和 14 年３月 31 日まで

４．管理が行われるべき区域

大阪府全域

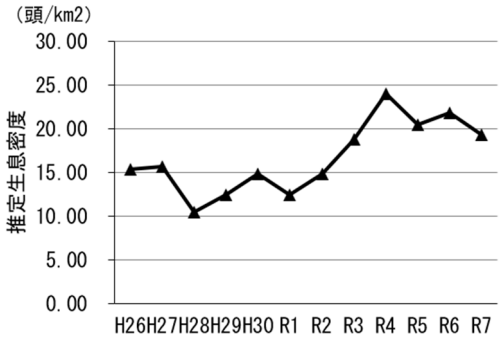
５．現状

被害金額について、府内の令和７年度の野生鳥獣全体の約２億３千万円のうち、シカによるものが３千５百万円となっており、府内で３番目に府内で被害を及ぼしている種となっている。

６．前計画の評価と課題

◆生息状況

生息密度は令和４年度以降同程度で推移。近年は中南部地域での目撃情報等が増えている。



◆捕獲頭数（前期計画での目安：1,550 頭/年）

有害捕獲が増加し、狩猟等を含めた捕獲数の合計は前期計画での目安を上回る捕獲となった。

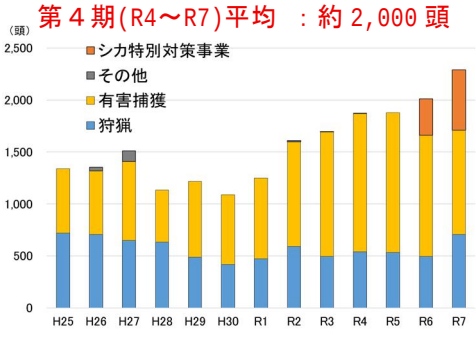
中南部での撮影頭数

シカ撮影回数（R7調査）	
市町村	撮影回数
河内長野市	91
千早赤阪村	4
富田林市	8
和泉市	3
泉佐野市	4
阪南市	1
岬町	4

※カメラ設置台数 90 台
※河内長野市ではメスも確認された

大阪府内の捕獲頭数

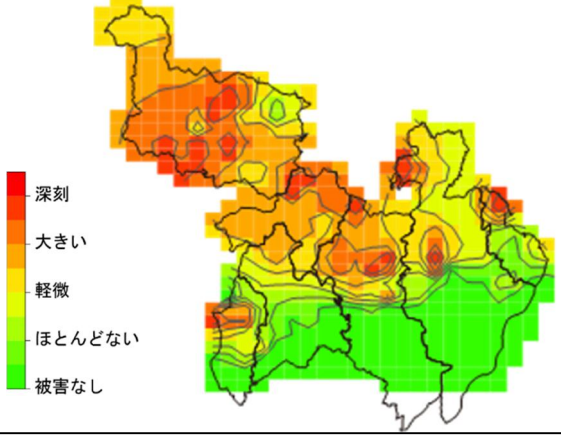
第３期(H29～R3)平均：約 1,400 頭
第４期(R4～R7)平均　：約 2,000 頭



◆農業被害

農業被害強度が「大きい」又は「深刻」である地域が依然として存在。

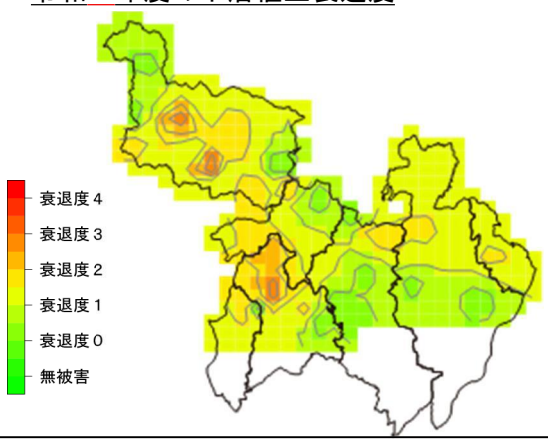
令和７年度の農業被害強度



◆森林の下層植生への被害

シカの生息密度の高い地域で、下層植生の衰退が進行。

令和６年度の下層植生衰退度



７．管理の目標

	短期目標　（令和 13 年度まで）	長期目標　（令和 18 年度まで）
農林業被害の軽減 （農業被害）	農業被害強度の「大きい」地域及び「深刻」地域を合わせて２割以下にする	農業被害アンケートにおける農業被害強度が「大きい」又は「深刻」である地域をなくす
（林業被害）	新規植栽地において、森林復旧に影響を与えるような林業被害を発生させない	
森林の下層植生への被害の軽減	下層植生の衰退度３の地域を増やさないかつ下層植生衰退度２の地域を１にする	下層植生の衰退度を各調査地点において１ランク以上低下させ、衰退度３の地域をなくす
生息分布域の拡大防止	隣接府県から中南部地域（特に南河内・泉州地域）へ進入した個体が定着することを防止する	

８．数の調整に関する事項

◆個体数管理の目標

国交付金を活用し、北部地域、中南部において有害鳥獣捕獲を推進する。

地区	短期目標　（令和 13 年度まで）	長期目標　（令和 18 年度まで）
北部地域	推定平均生息密度を 10 頭/km2 以下にする（捕獲目標：2,050 頭/年）	推定生息密度が 10 頭/km2 以上の地域をなくす
中南部地域	市町村のシカへの意識を高めるとともに、モニタリング調査により状況把握に努め、確認された個体を捕獲することにより、隣接府県からの進入個体の地域への定着を防止する。	

※捕獲目標はモニタリング調査の結果を踏まえ、適宜見直しを行う。

◆捕獲推進のための規制緩和

管理の目標を達成するため、鳥獣保護管理法に定められた捕獲に関する規制について、以下のとおりシカを捕獲する場合の緩和措置を継続する。

〇狩猟期間の１カ月延長　　：11 月 15 日から翌年３月 15 日まで
（通常は 11 月 15 日から翌年２月 15 日まで）

〇くくりわなの直径の制限解除　：無制限（通常は 12ｃｍ以下）

※ツキノワグマの出没が確認された場合は、原則としてくくりわなの使用を控える。

９．環境管理に関する事項

シカを農地や集落へ誘引する環境（耕作放棄地の草地化・林縁部の藪化）及びシカの餌資源を増加させる人工的な環境（風倒木被害地の放置による草地化等）を抑制する環境管理を推進する。

10．被害防除対策に関する事項

（農業被害対策）防護柵の適切な設置・維持管理の方法等の正しい被害防除技術や知識の普及啓発等を行い、地域の被害防除対策への意識を高めることにより、農業被害アンケートにおいて、「防護柵の効果がない」の回答がなくなるようにする。

（森林被害対策）新規植栽地等における効果的な防護柵やツリーシェルターの設置等を推進するとともに、適切な除間伐の実施等により森林生態系を保全する。

11．モニタリング等の調査研究

シカの生息状況や被害状況、及び被害対策の実施状況についてモニタリングし、管理計画の進捗状況の検討・評価に活用する。

12．その他管理のために必要な事項

動物由来感染症の発生動向の情報収集と捕獲従事者や各種関係団体等への注意喚起を行う。